

昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染による自粛要請から活動自粛が予想されますので、今年度の活動も感染防止対策に配慮しながら、清掃活動においても状況に応じて実施の可否を判断のうえ実施することと致します。なお、継続活動として本会の提言である河川法に基づく適正な河川管理「市民の生命財産を守り、安定した取水、環境保全」のバランスある川づくりを目的に「県から市への河川管理権限移譲」の実現に向けた市民協働を以下の通り推進します。皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

◎仙台市「広瀬川の河川管理権限移譲」の沿革並びに仙台市の「広瀬川創生プラン」策定、審議経緯等

➤ 沿 革

- ・1997年 河川法改正（国交省）河川管理項目「治水・利水」に「環境」の追加
- ・2000年 同上の改正（県の河川管理）から 政令指定都市への権限移譲の推進
- ・同上に関する指定都市の長が行う水利使用の処分に関する関係地方公共団体の長の意見聴取
- ・同上に関する指定区間内の一級河川に係る 大臣認可の範囲の見直し

➤ 経 緯（仙台市）

- ・2000年 仙台開府400年記念事業「広瀬川創生プラン」策定に本会参加
⇒仙台の象徴である広瀬川の「川づくりと街づくり」市民協働
- ・2004年6月市議会（市河川課長答弁記録）
⇒宮城県から広瀬川の河川管理権限移譲を受ける案件の発言
「県と市との政策課題協議会で広瀬川の管理に関し、情報提供を受けながら課題について（市の）各レベルで協議を重ねてきた」
- ・2005/7/21 仙台市都市整備建設協議会（河川課長/広瀬川の河川管理権限移譲の方針）
「市としては（県に対し）権限移譲を希望するという旨の申し出をしている」と報告

➤ 課 題 2005/7/21 同上協議会にて仙台市河川課長答弁（移譲後の管理について）

- ・水防関係、砂防関係、ダム等の管理の課題

移譲後も広瀬川の権限の県に管理事務が残る（国、県、市と3重構造）・財源の確保

⇒ 県の河川法の整備計画により、中州寄洲の除去、堤防強化、ゲート設置等が完了済

⇒ 仙台市の権限移譲に関する上記課題発言後、権限移譲が他の政令都市で実現している

⇒ 国交省、都道府県知事会、分権委員会による財源措置等の調整により移譲が進む

➤ 市が管理するメリット

⇒市民の生命財産を直接守る「治水」（公共下水道接続による浸水対策）、「安定取水」

⇒市民協働の川づくりの実現（市民参加の川づくり）

⇒広瀬川の自然公園化（市民の憩いの場形成・自然、歴史、文化、環境保全）

※）他の政令指定都市を参考とし、仙台市に相応しい政策として検討へ

➤ 事 例 河川権限移譲済及び検討事例（札幌、横浜、名古屋、大阪、新潟、福岡、熊本、他）

「平成23年4月名古屋市の河川管理権限移譲」（HP参照）